

くらしの安心情報

情報ファイルNO.93

平成22年8月10日

以前、商品をクーリング・オフした業者の元従業員から、「調湿剤を引取りたい」と電話があった。どうしたらよいか…。

相談内容

【相談者 70代 女性】

以前、訪問販売で、床下コーティングと調湿剤の契約をし、調湿剤配置後クーリング・オフしました。その際、業者から調湿剤は回収できないと言われ了承しました。ところが昨日、当時の担当者から「会社を辞めたが、調湿剤を引取りにくる」と電話がありました。どう対応すればよいでしょうか。

対処方法

これは、以前、床下コーティングと調湿剤の契約をクーリング・オフ()し、調湿剤を回収しないことで業者と合意した相談者に、会社を辞めたという当時の担当者が調湿剤の回収を申し出る、不審な電話の相談です。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ時、調湿剤を回収しないことで合意しているため、会社を辞めてしまった元担当者の申し出に応じる必要は一切ないことを伝え、電話があってもきっぱり断り、対応しないよう助言しました。
- ・ また、もし引取りに応じた場合、撤去費用の請求や新たな商品・サービスの契約をさせられる可能性もあるので注意するよう伝えました。
- ・ 万一トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

() 訪問販売や電話勧誘販売など法律で定められた取引について、一定の期間内であれば、無条件解約できる制度。支払った代金は返金され、受取った商品は業者に引取ってもらいます。

あの時の担当者です。アレを引取りに…。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

富山本所	TEL 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)
	TEL 076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
	FAX 076 - 431 - 2631
高岡支所	TEL 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
	FAX 0766 - 25 - 2890